

労働基準広報

2018 No.1966

8/1

CONTENTS

特集 私傷病と勤務の継続 Q & A ————— 6

私傷病休職の期間中は無給でも 社会保険料の納付が必要に

私傷病を抱える労働者に対して、治療のための時間の確保や休職・休暇制度、勤務制度の導入などは、使用者の義務とされていないが、政府の「働き方改革実行計画」及び厚生労働省の「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」などにより、疾病を抱える労働者が治療をしながら仕事を続けられるように環境を整えるべきとの機運が高まってきている。ここでは、私傷病休職や傷病手当金、治療と職業生活の両立を支援する助成金などについて、主に私傷病を抱える労働者の勤務継続の観点からQ & A型式でみていく。

(編集部)

● 知れば得する社会保険 ————— 15

第8回「被保険者資格の喪失」
事業所に使用されなくなった者は
当該日の翌日に被保険者資格を喪失
(編集部)

● 弁護士 & 元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ————— 24

〈第48回〉求人票と労働条件通知書の内容が
異なる場合の労働契約
特段の事情ない限り求人票記載の
労働条件が労働契約の内容に
(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

● 労働局ジャーナル ————— 38

愛知労働局が働き方改革の推進に
向けAICHI WISH の取組みを実施
[愛知労働局]

● NEWS ————— 1

(厚労省・平成30年の最賃履行確保が主眼の
監督結果)違反率は6年ぶりに低下し12.7%
に/(29年・技能実習生関係の監督結果)法の
違反率は前年を0.2ポイント上回る70.8%に/
(30年版自殺対策白書まとまる)原因が「勤務
問題」の自殺者数が前年より増える/ほか

● 企業税務講座 ————— 40

第92回 「生計を一にする」の意義
必ずしも同居は必要なく、
同居でも非該当の場合も
(弁護士・橋森正樹)

● 本誌読者アンケート — 39 ● 連載 労働スクランブル⑩ (労働評論家・飯田康夫) — 44 ● 労務資料 平成29年度・障害者の職業紹介状況等 — 46 ● 編集室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(39ページ)

労務相談室

回答者

個人情報 [面接希望者の履歴書を面接官用にコピー]	問題あるか	50	弁護士・平田健二
派遣法 [今まで派遣で働いたことがない一般社員]	業務命令で派遣可能か	52	弁護士・山口毅
社会保険 [社員の子供が海外留学]	健康保険の被扶養者となるか	54	特定社労士・松本雄之

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内